## 畜産環境アドバイザーのひろば

## 「家畜排せつ物法」の市町への事務権限の移譲について

社団法人広島県畜産協会

経営指導部 石井 敏治 (広島県堆肥センター協議会事務局)

私は、これまで、畜産環境アドバイザー養成研修会を平成15年度「堆肥化」、平成17年度に「臭気・新技術」、平成18年度には「汚水処理」と3部門受講しました。各講座とも、全国の各都道府県から受講生が参加していますので、研修会以外に情報交換会等で、皆様から畜産環境に係る地域で抱えている問題点、課題等について、意見交換が行われ、幅広い情報が得られたことは、大いに参考となりました。

先般、畜産環境情報のアドバイザーのひろばに「家 畜排せつ物法の市町への権限移譲について」原稿を書 いてもらえないかと依頼があり、広島県で行われてい る市町への事務や権限の移譲について紹介させていた だきます。

広島県では、「合併特例法」に基づき市町村合併が 推進され、平成14年度当初に87あった市町村が現在 23市町 (平成18年4月現在) に合併され、全国的にみ ても最も合併の進んだ都道府県となっています。

本県の市町村合併は、広島県分権改革推進審議会の「広島県の分権改革の推進に関する答申」(平成16年11月5日)を受け、平成17年度~21年度の5か年度を計画期間とする3つの計画からなる「広島県分権改革推進プログラム」が平成16年11月15日に策定されました。

このうちの一つの「分権改革推進計画」では、住民に身近な市、町が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施できるように、計画に沿って広島県が行っている事務について、平成17年度から5か年間に市町へ大幅な事務・権限の移譲が行われることになっています。

市町村合併によって、市町の規模や能力が大きくなりましたので、事業の取り組みや自らの判断で総合的なサービスが直接提供することが可能となります。

事務移譲の基本方針は、市や町の規模による差を設けることなく、大幅な事務・権限を移譲するもので、 それぞれの市町ごとに事務移譲具体化協議会を個別に 設け、市町の実情に応じた移譲具体化プログラムが作成されます。

現在、協議会が設立され体制が整備されている市町へ移譲可能な事務や権限の移譲が始まっていますが、 今後、全部の市や町に協議会が設立され、移譲される ことになっています。

移譲される事務は、地域住民に身近な地域の福祉サービス、地域の保健サービス、事業活動の規制、都市整備、地域の土地利用、農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化や生活環境整備等、地域の生活基盤等に関する事務等があります。

これらの事務のうち、事業活動の規制に関する事務で農産物の生産流通等に関する規制事務がありますが、「家畜排せつ物の管理及び利用の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。)の一部の事務について、県から市町へ権限移譲されます。

家畜排せつ物法の中で市町へ移譲される事務は、次のとおりです。

- 1 同法第4条の指導及び助言
- 2 同法第5条の勧告及び命令
- 3 同法第6条の報告の徴収及び立入検査
- 4 同法第9条の処理高度化施設整備計画の認定
- 5 同法第10条の同法第9条で認定を受けた計画の変 更認定の取り消し
- 6 同法第13条の同法第9条で認定を受けた処理高 度化施設整備計画の認定報告の徴収

なお、同法第8条に定める都道府県計画の策定については、これまでどおり県の事務として行われますが、 県では、同法の上記の事務について市町へ円滑に移譲するため、市町に対し堆肥処理技術の知識・技術指導等が行われています。

畜産環境アドバイザーとしては、地域での堆肥化処理技術の支援等で活動の場が広がってくると思われますので、期待に応えられるよう頑張らなくてはなりま

せん。

そのほか、県から市町へ権限移譲される事務としては、肥料取締法による肥料販売業者届出の受理、肥料販売業者からの報告徴収、立入検査、譲渡等禁止処分等がありますが、肥料生産業者及び輸入販売業者に関する届出受理、指導・監督等の事務については、これまでとおり県で行われます。

畜産関連で関係のある環境保全に関する事務としては、指定都市、中核市、特例市へは、すでに法定移譲されていますが、その他の市町へは地域内で完結し市町で実施した方が効果的、効率的なものが多いことから、市町の規模・能力を勘案しながら、次の事務について移譲されます。

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法による焼却炉の設 置届出の受理及び県への送付等事務
- 2 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による届出の受理及び県への送付事務
- 3 広島県生活環境保全等に関する条例による汚水等 関係特定施設設置届出の受理等の事務
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による市町が 区域内の一般産業廃棄物施設の設置許可、使用時の 検査等の事務

以上のように、本県では県で行っている事務について、平成17年度から平成21年度の5年間に市町へ事務・権限の移譲が進められていますが、家畜排せつ物法による事務については、平成18年度に1市で権限移譲され取り組みが行われています。

今後、あと3年間ちょっとで体制整備された市町で、 順次事務・権限の移譲が進められますが、広域合併された市町で、地域の自主性を生かすことによって、個 性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国、県、市 町や行政との新しいパートナーシップのもとで、行政 サービスが最も効率的、効果的に提供される分権型シ ステムの構築を目指した方向で取り組みが行われています。

また、県では広域自冶体としての役割りを果たして 行くため、道州制を視野に入れた方向性が示され、政 策展開が行われています。

ちょっと固い説明になりましたが、今後、皆さんの 地域でも県の事務や権限の移譲が行われることも考え られますので、参考にしていただけたらと思います。

